

福岡労安発 0120 第 3 号
令和 5 年 1 月 20 日

福岡県経営者協会会長 殿

福岡労働局職業安定部長



改正高年齢者雇用安定法における就業確保措置の周知について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、職業安定行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高年齢者雇用安定法」といいます。）第 9 条第 1 項により、定年を定めている事業主は、その雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、①当該定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③当該定年の定め廃止のいずれかの措置を講じることとされています。

さらに、令和 3 年 4 月 1 日の法改正により、65 歳までの雇用確保義務に加え、70 歳までの就業機会の確保（以下「就業確保措置」といいます。）が努力義務となりました。

令和 4 年 12 月 16 日に、令和 4 年高年齢者雇用状況等報告を公表したところですが、就業確保措置を導入している企業は 27.8%と昨年を 1.8 ポイント上回っているものの 3 割弱にとどまっていることから、更に多くの事業主に就業確保措置の導入について取り組んでいただく必要があります。

つきましては、就業確保措置について事業主の皆様にご理解いただき制度導入を進めていただくため、広く周知する必要がありますので、御理解の上、貴協会会員企業に対する周知について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、就業確保措置の概要につきましては、別添リーフレットのほか、詳細な内容及び Q&A を厚生労働省（福岡労働局）のホームページにも掲載していますので、併せて御参照いただきますようお願いします。

記

○WEB サイトのアクセス方法

高年齢者雇用安定法の改正～70 歳までの就業機会確保～

厚生労働省＞テーマ別に探す＞雇用・労働＞雇用＞施策情報＞高齢者雇用対策＞施策紹介＞高年齢者雇用安定法に基づき企業が行う措置＞70 歳までの就業確保措置（法改正により令和 3 年 4 月 1 日から導入）

又は、

福岡労働局＞障害者、高年齢者、外国人等の就職支援、就労支援＞高年齢者の雇入れ＞高年齢者雇用安定法の改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）

【担当】

職業対策課高齢者雇用対策係
電話 092-434-9807

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました

**65歳までの雇用確保
(義務)**



**70歳までの就業確保
(努力義務)**

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、
再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

これまでの高年齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保（義務）～

- **60歳未満の定年禁止** （高年齢者雇用安定法第8条）
事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。
 - **65歳までの雇用確保措置** （高年齢者雇用安定法第9条）
定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。
 - ① 65歳までの定年引き上げ
 - ② 定年制の廃止
 - ③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）を導入
継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。
- ※ 平成25年4月1日までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年3月31日までに段階的に引き上げなければなりません（平成24年度改正法の経過措置）。



改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設。（令和3年4月1日施行）

- ① **70歳までの定年引き上げ**
- ② **定年制の廃止**
- ③ **70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入**
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④ **70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入**
- ⑤ **70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入**
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業



再就職援助措置等について（高齢者等が離職する場合）

再就職援助措置（努力義務）

事業主は、高齢者が再就職を希望するときは、
 (ア) 求職活動に対する経済的支援
 (イ) 求人の開拓、求人情報の収集・提供、再就職のあっせん
 (ウ) 再就職に資する教育訓練等の実施、受講のあっせん等
 を講じるよう努めることとされています。

多数離職届（義務）

事業主は、高齢者が同一の事業所において、**1ヶ月以内に5人以上の高齢者等が解雇等により離職する場合**は、離職者数や当該高齢者等に関する情報等をハローワークに届け出なければなりません。

求職活動支援書（義務）

事業主は、高齢者が希望するときは、速やかに次の事項を記載した「求職活動支援書」を作成し、**本人に交付**しなければなりません。

求職活動支援書に記載する事項：

- (ア) 氏名・年齢・性別
- (イ) 離職予定日（離職予定日が未定の場合はその時期）
- (ウ) 職務の経歴（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項等）
- (エ) 有する資格・免許・受講した講習
- (オ) 有する技能・知識・その他の職業能力に関する事項
- (カ) その他の再就職に資する事項

※ 解雇等の離職理由は記載しません。

詳細はこちらのQRコードをご覧ください。→



お問合せ先

福岡労働局職業対策課（092-434-9807）又は最寄りのハローワークへお尋ねください。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
福岡地域	ハローワーク 福岡中央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609 092-711-1192
	ハローワーク 福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609 092-672-3000
	ハローワーク 福岡南	〒816-8577 春日市春日公園3-2	092-513-8609 092-574-6554
	ハローワーク 福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609 092-883-5871
北九州地域	ハローワーク 八 幡	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-622-5566 093-622-3144
	ハローワーク 小 倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609 093-941-8631
	ハローワーク 行 橋	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609 0930-23-8198
筑後地域	ハローワーク 大 牟 田	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551 0944-54-1540
	ハローワーク 久 留 米	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609 0942-33-6526
	ハローワーク 八 女	〒834-0023 八女市馬場514-3	0943-23-6188 0943-24-5597
	ハローワーク 朝 倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609 0946-23-1359
筑豊地域	ハローワーク 飯 塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609 0948-28-7599
	ハローワーク 直 方	〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609 0949-24-2332
	ハローワーク 田 川	〒826-8609 田川市弓削田184-1	0947-44-8609 0947-46-1729

助成金について（65歳超雇用推進助成金）

65歳超継続雇用促進コース〔令和4年4月1日以降の申請分〕

高齢者の安定した雇用の確保のため、65歳以上への定年の引き上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

※ 詳細は、**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部(TEL092-718-1310)**へお問合せください。